



大津市公報

平成 28 年 7 月 1 日
号外 (第 55 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 80 大津市子育て応援団等支援補助事業選定委員会規則..... 1
81 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 2
82 大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2
83 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

大津市子育て応援団等支援補助事業選定委員会規則を公布する。

平成28年7月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第80号

大津市子育て応援団等支援補助事業選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市子育て応援団等支援補助事業選定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、子育て応援団等支援補助事業(市民団体等が実施する子育ての支援に資する活動で、市がその経費の一部を補助するものをいう。第5条第4項において「事業」という。)の選定のために必要な事項を審査するとともに、大津市子育て応援団等活動費補助金の交付に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 1人

福祉関係団体から選出された者 2人

市職員 1人

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、事業の選定に係る審査に限り、非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉子ども部子ども家庭課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 7 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第81号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表母親クラブ活動費補助金の項を削り、高等技能訓練促進費等の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|--|
| 母親クラブ活動費補助金 | 母親クラブが児童館と連携、協力し、推進する児童健全育成事業に要する経費の一部を補助し、もって児童館を拠点とした母親相互の連帯と地域ぐるみの児童の健全育成を図ること。 |
| 子育て応援団等活動費補助金 | 市民団体等が子育ての支援を目的に実施する活動に要する経費の一部を補助し、もって子育てのしやすいまちづくりの推進を図ること。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 7 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第82号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則（昭和42年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 第 2 項の表予防接種料（15歳以下の者に対して行う場合に限る。）の部肺炎球菌（小児用）の項を削り、別表第 5 第 2 項の表予防接種料の部肺炎球菌の項を次のように改める。

| | |
|------------------------------|----------------|
| 肺炎球菌（23価肺炎球菌ワクチンを使用する場合に限る。） | 1 回につき 8,430円 |
| 肺炎球菌（13価肺炎球菌ワクチンを使用する場合に限る。） | 1 回につき 10,800円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 7 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第83号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成26年規則第98号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第17号及び第11条（見出しを含む。）中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第24条第 6 項を次のように改める。

6 条例第21条ただし書の土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

特定事業に使用される土砂等が採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づく許可、認可等がなされた採取場（以下「許可採取場」という。）から採取されたものである場合であって、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び当該土砂等を採取した採取場が許可採取場であることを証する書面が添付されたとき。

特定事業に使用される土砂等が土質改良プラントその他これに類似する施設において改良し、又は再生された土砂等（土壌汚染対策法及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に規定する環境基準に適合するものに限る。）である場合であって、当該施設で改良又は再生されたことを証する書面が添付されたとき。

第35条の次に次の3条を加える。

（許可を要しない特定事業の届出）

第35条の2 条例第35条の2第1項の規定による届出は、特定事業届出書（様式第35号の2）に、次に掲げる書類又は図面を添付して行わなければならない。

事業区域の位置図及び付近見取図（縮尺2,500分の1以上のもの）

現況平面図及び現況縦横断面図

計画平面図及び計画縦横断面図

特定事業に使用される土砂等の量の計算書

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

（許可を要しない特定事業の届出に関する技術的読替え）

第35条の3 条例第35条の2第2項の規定により条例第21条から第24条まで、第26条及び第33条第2項の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 第21条 | 許可事業者 | 第35条の2第1項の届出をした者（以下「届出事業者」という。） |
| | 当該許可 | 当該届出 |
| 第22条及び第23条 | 許可事業者 | 届出事業者 |
| | 当該許可 | 当該届出 |
| 第24条 | 許可事業者（小規模埋立て等に係る許可を受けた者を除く。） | 届出事業者 |
| | 当該許可 | 当該届出 |
| 第26条 | 許可事業者（小規模埋立て等又は一時堆積事業に係る許可を受けた者を除く。） | 届出事業者 |
| | 当該許可 | 当該届出 |
| | 第22条 | 第35条の2第2項において読み替えて準用する第22条 |
| 第33条第2項 | 第10条又は第18条第1項 | 第35条の2第1項 |

（許可を要しない特定事業の届出への準用）

第35条の4 第24条から第29条まで、様式第21号及び様式第24号から様式第26号までの規定は、条例第35条の2第1項の届出をした者が行う土砂等の搬入等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 第24条第1項から第4項まで | 条例第21条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第21条 |
| 第24条第6項 | 条例第21条ただし書 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第21条ただし書 |
| 第25条第1項 | 条例第22条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第22条 |
| 第25条第2項 | 条例第10条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。） | 条例第35条の2第1項の届出をした者（以下「届出事業者」という。） |

| | | |
|--------|--|--------------------------------|
| 第26条 | 条例第23条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第23条 |
| 第27条 | 条例第24条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第24条 |
| | 6月(一時堆積事業にあつては、3月)を経過すること(条例第27条第3項(条例第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「廃止等の届出」という。)を行ったときは、市長が指定する期日までに) | 6月を経過するごとに |
| | 行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合であつて、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに区分して堆積しているときは、土壤検査を省略することができる。 | 行わなければならない。 |
| 第28条 | 条例第24条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第24条 |
| | 6月(一時堆積事業にあつては、3月)を経過すること(廃止等の届出を行ったときは、市長が指定する期日までに) | 6月を経過するごとに |
| 第29条 | 条例第24条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第24条 |
| | 第27条 | 第35条の4において準用する第27条 |
| | 前条 | 第35条の4において準用する前条 |
| 様式第21号 | 許可事業者 | 届出事業者 |
| | 大津市指令 第 号で許可を受けた | で届出をした |
| | 条例第21条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第21条 |
| 様式第24号 | 許可番号 | 届出年月日 |
| | 許可の | 特定事業を行う |
| | 許可事業者名 | 届出事業者名 |
| 様式第25号 | 許可事業者 | 届出事業者 |
| | 大津市指令 第 号で許可を受けた | で届出をした |
| | 条例第23条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第23条 |
| 様式第26号 | 許可事業者 | 届出事業者 |
| | 条例第24条 | 条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第24条 |
| | 許可年月日及び許可番号 | 届出年月日 |
| | 年 月 日 大津市指令 第 号 | 年 月 日 |

第36条(見出しを含む。)中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。
別表第1に次のように加える。

| | | |
|-----------------------------|---------------------------------|--|
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること | 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法 |
| 1, 4 - ジオキサン | 検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること | 環境基準告示付表 7 に掲げる方法 |

別表第 1 備考第 1 項中「(平成 3 年環境庁告示第 46 号)」を削る。

別表第 2 第 12 項中「モルタルの吹付け等」を「植栽シート等」に改め、同表第 14 項中「1 メートル」の次に「(当該埋立て等区域が住居又は学校、病院、公民館その他公共施設に隣接し、又は近接する場合(土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置が講じられている場合を除く。))にあつては、埋立て等の高さ(埋立て等の施工により生じた法面(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の部分を除く。))の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。))の 2 倍に相当する距離)」を加える。

別表第 3 第 1 項中「(埋立て等の施工により生じた法面(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。))の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。))」を削る。

様式第 35 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第35号の2 (第35条の2 関係)

年 月 日

特定事業届出書

(宛先)

大津市長

住 所

事業者 氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第35条の2 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|---------------------------------|--|
| 特定事業の目的及び種別 | |
| 事業区域の所在地 | 大津市 |
| 事業区域の面積 | m ² (地目) |
| 特定事業に使用される土砂等の量 | 全体予定量 m ³ |
| 特定事業を行う期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画 | |
| 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置 | |
| 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置 | |
| 事業施行者 | 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 連絡先 (昼) (夜) |
| 現場責任者 | 住所 氏名 連絡先 (昼) (夜) |
| 法定代理人 (事業者等が未成年者である場合に限る。) | 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) |

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 に次のように加える改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。